三春町告示第８８号

平成２６年９月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成２６年８月２５日

三春町長　鈴　木　義　孝

１　日　　時　　平成２６年９月４日（木）午前１０時
２　場　　所　　三春町議会議場

平成２６年９月５日、三春町議会９月定例会を三春町議会議場に招集した。

１　応招議員・不応招議員

１）応招議員（１６名）

１番　陰　山　丈　夫	２番　渡　辺　泰　譽	３番　影　山　初　吉
４番　佐　藤　　弘	５番　本　田　忠　良	６番　本　多　一　安
７番　儀　同　公　治	８番　渡　辺　正　久	９番　三　瓶　文　博
10番　佐久間　正　俊	11番　小　林　鶴　夫	12番　橋　本　善　次
13番　鈴　木　利　一	14番　渡　邉　勝　雄	15番　佐　藤　一　八
16番　日下部　三　枝		

２）不応招議員（なし）

２　会議に付した事件は次のとおりである。

議案５８号　消防ポンプ自動車購入契約について

議案５９号　三春中町蔵条例の制定について

議案６０号　三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案６１号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議案６２号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

議案６３号　三春中町蔵に係る指定管理者の指定について

議案６４号　三春町認可保育所に係る指定管理者の指定について

議案６５号　平成２６年度三春町一般会計補正予算（第３号）について

議案６６号　平成２６年度三春町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

議案６７号　平成２６年度三春町水道事業会計補正予算（第１号）について

議案６８号　平成２６年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について

議案６９号　平成２６年度三春町宅地造成事業会計補正予算（第２号）について

議案７０号　平成２５年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

議案７１号　平成２５年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案７２号　平成２５年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案７３号　平成２５年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案７４号　平成２５年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案７５号　平成２５年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

議案７６号　平成２５年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

議案７７号　平成２５年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について

議案７８号　平成２５年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について

議案７９号　平成２５年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について

報　告

報告第４号　　平成２５年度財政の健全化に関する比率の報告について

報告第５号　　平成２５年度三春町第三セクターの経営状況報告について

平成２６年９月４日（木曜日）

１　出席議員は次のとおりである。

１番　陰山丈夫	２番　渡辺泰譽	３番　影山初吉
４番　佐藤　弘	５番　本田忠良	６番　本多一安
７番　儀同公治	８番　渡辺正久	９番　三瓶文博
10番　佐久間正俊	11番　小林鶴夫	12番　橋本善次
13番　鈴木利一	14番　渡邉勝雄	15番　佐藤一八
16番　日下部三枝		

２　欠席議員は次のとおりである。

なし

３　職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長　佐久間　収　　書記　近内信二

４　地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	鈴木義孝
副町長	橋本國春

総務課長	工藤浩之	財務課長	鈴木正人
住民課長	新野徳秋	除染対策課長	村田浩憲
税務課長	佐久間幸久	保健福祉課長	影山敏夫
産業課長	佐藤哲郎	建設課長	伊藤　朗
会計管理者兼会計室長	遠藤弘子	企業局長	増子伸一

教育委員会委員長	武地優子	教育長	遠藤真弘
教育次長兼教育課長	橋本良孝	生涯学習課長	滝波広寿

農業委員会会長	宗形義匡

代表監査委員	大津　茂

５　議事日程は次のとおりである。

議事日程　平成２６年９月４日（木曜日）　午前１０時開会

第　１　会議録署名議員の指名
第　２　会期の決定
第　３　諸般の報告
第　４　議案の提出
第　５　町長挨拶並びに提案理由の説明
第　６　議案の質疑
第　７　監査報告

第　８　議案の委員会付託
第　９　陳情事件の委員会付託
第１０　報告事項について
６　会議次第は次のとおりである。
（開会　午前１０時）

……・・　開　会　宣　言　・・……

○議長　ただいまより、平成２６年三春町議会９月定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

……・・　会議録署名議員の指名　・・……

○議長　日程第１により、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、６番本多一安君、７番儀同公治君のご両名を指名いたします。

……・・　会　期　の　決 定　・・……

○議長　日程第２により、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日より９月１２日までの９日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長　異議なしと認めます。
よって本定例会の会期は、本日より９月１２日までの９日間と決定いたしました。
なお、会期日程につきましては、お配りいたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

……・・　諸　般　の　報　告　・・……

○議長　日程第３により、諸般の報告を行います。
出納検査の結果について、監査委員より、平成２６年度第３回、第４回、第５回の例月出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたのでご了承願います。

……・・　議　案　の　提　出　・・……

○議長　日程第４により、議案の提出を行います。
提出議案は、お手元にお配りいたしました「議案第５８号、消防ポンプ自動車購入契約について」から「議案第７９号、平成２５年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について」までの２２議案であります。

……・・　町長挨拶並びに提案理由の説明　・・……

○議長　日程第５により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。
鈴木町長！
○町長　９月定例会の開会にあたり、現下の情勢と提出する議案の概要等について説明いたします。
最初に除染事業に関する取り組み状況についてであります。
沢石・要田・御木沢の北部３地区及び中妻地区については、引き続き住宅地等の除染業務を実施中であります。三春地区及び中郷地区では、仮置き場造成工事も終了し個人住宅等の除染が始まっております。岩江地区においては、仮置き場の造成と仮設橋の設置工事を進めているところであります。

次に、避難自治体への復興支援についてであります。

富岡町および葛尾村の復興公営住宅建設については、いずれも建設地が確定し測量等が開始されました。三春町としても、両自治体住民の早期入居に向けて、今後とも支援をして参ります。

続いて、平成２５年度に町が重点施策として取り組んだ施策の主な成果とその決算の概要について説明いたします。

第１は「原子力発電所事故による除染等対策に関する取組み」についてであります。

除染事業については、先程申し上げたとおり、三春町除染実施計画に基づき、仮置き場の整備を進め、住宅をはじめ、農地、公共施設、町道等の除染作業を実施して参りました。

放射性物質の測定･検査体制については､放射線量モニタリング調査や食品等放射能測定、小中学生のホールボディカウンターによる内部被ばく量の測定等を継続して実施するとともに、子どもたちの甲状腺検査も実施いたしました。

また、風評被害払拭のため、三春町を町外にＰＲするマスコットキャラクターを一般公募し、愛称を「こまりん」と決定いたしました。

第２は「町有施設の整備に関する取組み」についてであります。

新庁舎整備にかかる設計業者を選定し基本設計の作成を進めたほか、三春小学校校舎及び体育館の耐震補強大規模改造工事については、２４年度に設計業務を行い、２５年度から工事に着手いたしました。

また、閉校した学校の利活用公募を行い、旧沢石小学校については利用者が決定し無償貸付契約を締結しました。旧桜中学校についても、引き続き利活用方法の検討を行っております。

第３は「人口減少・少子化対策に関する取組み」についてであります。

保育所の公設民営化を含めた今後の保育所・幼稚園の方向性について、保護者説明会を開催するとともに、指定管理者選定検討会において候補者を選定しましたが、この段階では実現に至りませんでした。

２４年度に開始した子育て支援医療費助成の助成額が伸びているほか、２３年度から実施しているフッ素塗布事業については、事業の継続と予防効果の検証をさらに進めることといたしました。

また､風しんが全国的に流行したことから､成人の風しんワクチン接種助成事業を開始し、妊娠出産を希望する女性と、妊婦の配偶者のワクチン接種を勧奨しました。

さらに、子ども元気復活交付金を活用し、２５年度から保育所・小学校の遊具更新、三春の里農業公園の大型アスレチック遊具の更新を行っております。

このほか、町定住促進計画に基づき、賃貸住宅建設促進事業奨励金、住宅団地分譲販売あっせん報奨金や賃貸住宅家賃助成金などの交付を行いました。

また、交流事業では、目黒区との相互訪問を継続するとともに、ブータン王国との末永い友好関係と草の根交流を展開することを目的として､ブータン三春協働実行委員会を設立し、滝桜の子孫木植樹を行うためブータン友好訪問団を結成、派遣しました。

第４は「産業振興による地域活性化に関する取組み」についてであります。

町道北町荒町線改良事業について用地交渉や改良工事の発注を進めましたが、法面崩落のため、その対策のための調査設計を行いました。

また、桜川河川改修工事に合わせ、大町橋から不動橋間の石張舗装工事を発注したほか、百杯宴広場の実施設計を行いました。

産業面では、耕作放棄地の解消を図るため農地等の仲介を行い企業の農業参入を支援したほか、町民の雇用促進を図るため雇用促進奨励金制度を創設するとともに、工場を増設した法人に工場等立地促進条例に基づく奨励金を交付し、新たに操業を開始した法人を奨励金対象工場としました。

観光面では、滝桜観光時期の渋滞緩和策として、臨時バスや無料シャトルバスを運行するとともに、臨時駐車場を設置して渋滞緩和に努めました。

第５は「安全で安心して暮らせる生活環境の創造に関する取組み」についてであります。

町道の改良、舗装補修事業を実施したほか、貝山馬場地内に避難広場を設置いたしました。

防火水槽を中町、実沢及び蛇石地内に設置して消防施設の充実を図るとともに、防犯灯の設置修繕や交通安全施設工事などを行い、道路危険箇所の解消を図りました。

さらに、岩江地区防災コミュニティーセンター整備事業の事業者をプロポーザル方式により選定いたしました。

このほか、過足住宅団地、岩本住宅団地および御祭住宅団地などで計１１区画の宅地を分譲したほか、平沢町営墓地を造成し３８区画を分譲いたしました。

第６は「学校教育の充実とスポーツ・文化活動の推進に関する取組み」についてであります。

学力向上推進委員会を開催し、学力検査結果の分析をもとにした各学校の学力向上プランの実践と改善について協議を行ったほか、キャリア教育の取り組みとして、中学２年生の教育課程に職場体験を位置づけ、関係機関の協力を得て推進いたしました。

また、新たに特別支援教育相談員を配置して、個々に応じた支援の充実を図ったほか、支援の必要な児童生徒への就学指導機関として、就学指導審議会を設置運営しました。

このほか、まほら開館１０周年を記念した自主事業を企画運営するとともに、NPO 法人三春町国際交流協会と連携して、姉妹都市ライスレイク市に庭師を派遣し、友好庭園の維持管理を行いました。

第７は「町民の健康増進と福祉施策の充実に関する取組み」であります。

集団検診の土日開催や個別施設健診を継続し、未受診者への受診勧奨等により受診率向上に努めたほか、保健師による「きらめき健康出前講座」や、健康づくり推進委員の協力を得ながら、地域全体の健康保持に取り組みました。

また、６５歳以上の高齢者のうち生活機能の低下が認められる二次予防事業対象者に対して、介護予防事業にこにこ元気塾への参加を促したほか、２４年度から整備が進められてきた地域密着型介護サービスの２事業所に対して、県補助金の交付等を通じて支援を行いました。

高齢者見守り活動について、これまでの町内新聞店のほか、新たに町内郵便局とも協定を締結し見守りネットワークのさらなる充実を図りました。

このほか、田村地域の夜間一次救急診療の拠点として、田村３市町と田村医師会が協力して夜間診療所を整備・開設いたしました。

次に、平成２５年度決算の概要についてであります。

歳出決算額では、一般会計が７０億６，２４２万円、特別会計では、国民健康保険特別会計等５事業の合計が６５億７，０３９万円、また、水道事業等と病院事業４企業会計の合計は、７億４，５６３万円でありました。

町債については、平成２５年度末借入残高は、一般会計８１億３，８０６万円となり、前年度と比較して４億３，２９１万円の減少となりました。また、水道事業等企業会計の借入

残高は、三春町水道事業経営安定基金からの借入を除いて３８億４，５８２万円で、前年度と比較して２億８，４５９万円の減となりました。

次は、財政状況を示す指標についてであります。

経常収支比率については、８９．４％と前年度より６．１ポイント増となりましたが、実質公債比率は１０．８％と前年度より１．０ポイント減となりました。また、将来負担比率についても４６．８％と前年度より２８．６ポイント減となり、財政指標全般では年々改善しております。

次に、決算の総括についてであります。

平成２５年度は、重点施策でも申し上げたとおり、東日本大震災・原発事故からの復旧復興を目指し、放射線量の測定や除染対策への取り組みなど、町民の安全・安心を確保する各種施策の推進を最優先に、積極的な展開を図りました。また、経常業務につきましては、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努め、更なる町民の福祉向上を目指し取り組んでおります。

改めて議会をはじめ、町民の皆様に感謝申し上げますとともに、今後とも町政発展のためにご支援、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、今定例会に提案しました議案につきましては、消防ポンプ車購入契約をはじめ、条例の制定および条例の一部改正、人事案件、指定管理者の指定、補正予算、剰余金の処分と決算認定であります。それらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりでありますので、慎重に審議されまして、全議案可決、同意、承認いただきますようお願いを申し上げ、開会にあたってのあいさつといたします。

よろしくお願いいたします。

……・・ 議 案 の 質 疑 ・・……

○議長　日程第６により、会議規則第３７条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、「議案第５８号、消防ポンプ自動車購入契約について」から「議案第７９号、平成２５年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について」までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長　議案第５８号、「消防ポンプ自動車購入契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第５９号、「三春中町蔵条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第６０号、「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第６１号、「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。

議案第６２号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。

議案第６３号、「三春中町蔵に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。

議案第６４号、「三春町認可保育所に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。

議案第６５号、「平成２６年度三春町一般会計補正予算（第３号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。

議案第６６号、「平成２６年度三春町介護保険特別会計補正予算（第１号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。

議案第６７号、「平成２６年度三春町水道事業会計補正予算（第１号）について」を議題といたします。

収益的支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。

議案第６８号、「平成２６年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

○議長　　質疑なしと認めます。

議案第６９号、「平成２６年度三春町宅地造成事業会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。

資本的支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。

議案第７０号、「平成２５年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第７１号、「平成２５年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第７２号、「平成２５年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第７３号、「平成２５年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第７４号、「平成２５年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第７５号、「平成２５年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第７６号、「平成２５年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第７７号、「平成２５年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

余剰金計算書・処分計算書（案）及び収益的収入支出・資本的収入支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第７８号、「平成２５年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入支出・資本的収入支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第７９号、「平成２５年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

余剰金計算書・処分計算書（案）及び収益的収入支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

……・・　監　査　報　告　・・……

○議長　日程第７により、監査報告について。

監査委員から、平成２５年度に関する各種会計決算審査の意見についての報告を求めます。

大津代表監査委員！

○大津代表監査委員　平成２５年度、各会計の決算審査について報告いたします。

監査委員は私、大津と議会選出の渡辺泰譽委員でございます。

決算審査意見書の１ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、審査の概要であります。審査の期間は、平成２６年８月４日から８日の５日間であります。

審査の対象は、（１）の平成２５年度三春町一般会計決算から、（１１）の平成２５年度三春町病院事業会計決算までの１１件であります。

審査の方法は、予め町長から提出された、平成２５年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び平成２５年度基金運用状況調書並びに平成２５年度公営企業会計決算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書についてでございます。

（１）関係法令に準拠し作成しているか。

（２）計数は正確であるか。

（３）予算の執行は法令に準拠し、適正かつ効率的であるか。

（４）財政の運営は適正であるか。

（５）財産の管理は適正であるか。

（６）基金の運用は適正であるか。などに主眼重点をおき、例月出納検査並びに定期監査の結果を踏まえて、慎重に審査を実施しました。

審査の結果は、審査に付された各会計決算書等に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符号して誤りのないものと認められました。

各会計の審査結果につきましては、お手元に配布されております決算審査意見書に詳細に報告をいたしておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

最後に、決算審査意見書の１６ページに「結び」として意見をまとめさせていただきましたので、ここで読み上げたいと思います。

１、財政運営全般について。

歳入においては、新三春中学校の建設や防災行政無線のデジタル化事業等が終

了したことに伴い国庫支出金、町債、繰越金等の減により大幅な減少となった。このような中で町税・国保税においては、徴収率が前年度を上回り収入未済額が減少した。今後も、財源確保のために国や県の動向に注視しつつ、収入未済額の解消に努め、定住促進施策等に取り組むことで人口減少に歯止めをかけ、自主財源を確保することにより、財政基盤の安定に取り組むことを望むものである。

歳出においては、新三春中学校の建設等の事業が終了し、大幅な減少となった。今後も、三春町第４次行財政改革大綱実施計画に基づき、事務事業の見直しや経費の縮減等を図り、効率的な行政運営に努めることが重要である。

町債残高については、定期償還や繰上償還により減少している。引き続き町債発行の抑制や繰上償還の継続実施に務められたい。

財政指標については、中期財政計画を上回って改善が図られており、健全化の方向に進んでいる。しかし、財政力指数及び将来負担比率は県内自治体の平均より下位にあることから、更なる改善を期待するものである。

２、除染事業について。

町内全地区の仮置き場が決定し、本格的な除染業務が始まった。仮置き場については、地区の合意により場所を決定し、除染業務を行うという、三春方式により事業に取り組んだことを評価したい。

北部や中妻地区については概ね住宅除染が終了しつつ、今後は町内全域で実施するが、除染方法は放射線量の測定結果から、雨どいや集水桝等のホットスポット除染になる住宅もあることから、町民に対して十分な説明が必要になる。

また、仮置き場についても、除染廃棄物の保管方法や放射線量測定結果の定期的な公表により、町民の不安解消に務められたい。

終わりに、今後も限られた財源を有効に活用され、住民福祉の更なる向上を期待して、決算審査の報告といたします。

以上であります。

……・・　**議案の委員会付託**　・・……

○議長　日程第８により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第５８号から議案第７９号までは、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託並びに全体会審査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託並びに全体会審査することに決定いたしました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いいたします。

……・・　**陳情事件の委員会付託**　・・……

○議長　日程第９により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元にお配りしました陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

……・・　**報　告　事　項**　・・……

○議長　日程第１０、報告事項について。

報告第４号、平成２５年度財政の健全化に関する比率の報告について。

報告第５号、平成２５年度三春町第三セクターの経営状況報告について。

町長より報告がありましたので、お手元に配布しておきましたのでご了承願います。

……・・　散　会　宣　言　・・……

○議長　　以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これにて散会します。ご苦労様でした。

（閉会　午前１０時３７分）

平成２６年９月５日（金曜日）

１　出席議員は次のとおりである。

１番　陰　山　丈　夫	２番　渡　辺　泰　譽	３番　影　山　初　吉
４番　佐　藤　　弘	５番　本　田　忠　良	６番　本　多　一　安
７番　儀　同　公　治	８番　渡　辺　正　久	９番　三　瓶　文　博
10番　佐久間　正　俊	11番　小　林　鶴　夫	12番　橋　本　善　次
13番　鈴　木　利　一	14番　渡　邉　勝　雄	15番　佐　藤　一　八
16番　日下部　三　枝		

２　欠席議員は次のとおりである。

なし

３　職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長　　佐久間　　収　　書記　　近　内　信　二

４　地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	鈴木義孝		
副町長	橋本國春		
総務課長	工藤浩之	財務課長	鈴木正人
住民課長	新野徳秋	除染対策課長	村田浩憲
税務課長	佐久間幸久	保健福祉課長	影山敏夫
産業課長	佐藤哲郎	建設課長	伊藤　朗
会計管理者兼会計室長	遠藤弘子	企業局長	増子伸一

教育委員会委員長	武地優子	教育長	遠藤真弘
教育次長兼教育課長	橋本良孝	生涯学習課長	滝波広寿

農業委員会会長	宗形義匡

代表監査委員	大津　茂

５　議事日程は次のとおりである。

議事日程　平成２６年９月５日（金曜日）　午前１０時開会

第　１　一般質問

６　会議次第は次のとおりである。

（開会　午前１０時）

……・・　開　会　宣　言　・・……

○議長　ただいまより、本日の会議を開きます。

……・・　一　般　質　問　・・……

○議長　日程第１により、一般質問を行います。

一般質問質問については、議論の活性化と効率的な運営を図るため、先の定例会において、三春町議会会議規則を改正し、質疑の回数制限と質問時間を改めております。

これにより、一般質問は会議規則５２条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。

また、質問時間は、会議規則第５８条の規定により、質問者一人につき、質問全体で３０分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

４番佐藤弘君！質問席に登壇願います。

第１の質問を許します。

○４番（佐藤弘君）　先に通告してあります３件について質問いたします。

始めに、原発の再稼働等についてであります。

第１に福島県内原発の全基廃炉について、県町村議長会は特別決議、市議会議長会も決議、県と県議会も既に全基廃炉の方針を打ち出しています。

三春町として全基廃炉を国に要望する考えがあるのかお尋ねいたします。

第２に県外原発において再稼働が進められておりますが、三春町長としてどのように感じているのか、お聞かせ願います。

○議長　質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長　第１の質問にお答えいたします。

東京電力福島第一原子力発電所については、廃炉への見通しが不透明な状況のなか、増え続ける汚染水や新たなトラブルの発生などに対し、有効な対策が講じられず、新たな風評被害を招きかねない事態が続いております。

このため、福島県町村会において、汚染水問題の早期解決と、県内すべての原子力発電所廃炉などを要請する決議をおこない、三春町としても国並びに東京電力への要請活動に参加し、要請を行ってきたところであります。

今後も、福島県をはじめ、福島県町村会など関係機関と連携を密にとりつつ、要請を継続して参りたいと考えております。

次に、県外の原子力発電所の再稼働についてですが、国のエネルギー政策や他の自治体とも関係するなど、難しい問題でありますが、東京電力福島第一原子力発電所における事故においては、広範囲に深刻な被害を及ぼし、また、風評被害等、収束が困難な状況が長期間継続している状況にあり、避難者の方々の日々の状況を、まのあたりにしますと、例え県外の原子力発電所であっても、再稼働を容認する考えにはなっておりません。

○議長　質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長　第２の質問を許します。

○４番（佐藤弘君）　次に除染について質問いたします。

第１に三春町は年間１ミリシーベルト、毎時０．２３マイクロシーベルト以下とすることを目的に除染を行っている中、環境省と県内一部の市町村が毎時０．４から０．６マイクロシーベルト程度への引き上げまたは、現在の空間線量から個人線量に変更等の検討について報道され、町民の方から「除染途中で変更されるのか」等の心配される声もあります。

町としての考えかた、全町同じレベルで除染と思いますが、お聞かせ願います。

第２に除染の現状と７地区のそれぞれの終了はいつ頃になるのか、お聞かせ願います。

○議長　　当局の答弁を求めます。

村田除染対策課長！

○除染対策課長　　１点目の質問についてお答えします。

環境省からは、報道にあった中間報告の内容をもって、除染の実施基準を変更するものではないとの説明を受けており、今までどおり、三春町除染実施計画に基づき除染を進めて参ります。また、町としては、除染の実施基準の変更は行うべきではないと考えており、今後も国・県と情報共有を図りつつ、対応していきたいと考えております。

２点目の質問についてお答えします。

除染の現状については、現在、三春町除染実施計画で定める２８年度中の終了を目指し、仮置き場を整備した地区から、順次、住宅地や道路の除染を進めています。また、農地除染については、２６年度中に終了する予定でございます。

まず、仮置き場の整備状況についてですが、沢石・要田・御木沢地区は三地区合同の仮置き場、また、中妻・中郷・三春地区はそれぞれの仮置き場の整備が完了しました。岩江地区につきましては、現在、仮置き場造成工事を実施中であり、２６年度中の完成予定でございます。

続いて、地区ごとの除染の現状と今後の予定ですが、まず、沢石地区は富沢、要田地区は北成田、御木沢地区は平沢２区及び七草木の住宅地除染が完了し、現在は、それ以外の地域の住宅地除染を進めております。

沢石・要田・御木沢地区における住宅地除染は、来月までに終了する予定でございます。また、町道除染については、住宅地除染が完了した地域から進めており、それ以外の地域も含め、２７年夏までに終了させたいと考えております。

中妻地区は、鷹巣の住宅地除染が完了し、現在は、それ以外の地域の住宅地除染を進めており、来月までに終了する予定でございます。また、町道除染については、住宅地除染の完了時期を踏まえ着手し、２７年夏までに終了させたいと考えております。

中郷地区は、込木・芹ケ沢・貝山・柴原の住宅地除染に着手したところであり、それ以外の地域については、住宅地除染の事前調査を実施しております。町道除染と併せ、全体では２７年秋までに終了させたいと考えております。

三春地区は、八幡町の住宅地除染に着手したところであり、それ以外の地域については、住宅地除染の事前調査を実施しております。町道除染と併せ、全体では２８年春までに終了させたいと考えております。

岩江地区は、上舞木の住宅地除染の事前調査を発注したところであり、今月下旬から山田・下舞木の説明会を行い、順次、事前調査を実施していく予定でございます。住宅地や町道の除染の終了については、２８年秋を考えております。

以上でございます。

○議長　　質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○４番（佐藤弘君）　　いま、除染についての質問を通告したのは前であります。今日の民友の新聞なんですけれども、国が方向転換をしたと。要するに方向転換というのは、私が質問で言っております「個人線量にする」ということを決めたということですね。ただ、問題なのは答弁はその前に考えて答弁をされているんで、若干のずれがあると思うんですけれども、「基本的な年間１ミリシーベルトについては変えるものではない」というような新聞内容に

なっておりますけれども、いずれにしても三春町は０．２３で説明をして取り組んできていると、それについて「変える考えはない」ということでよろしいんでしょうか。この今日のですね、国の変更も含めて確認をしておきたいと思います。

それからですね、今日の民友を朝見たら、「あら」と思って見てきたんですけれども。この中で三春町についてですね、除染目標については「１ミリシーベルト」と「０．２３マイクロシーベルト」とか書いてあるんですけれでも、三春は「その他」という表現になっているんですね。それから、完了判断、完了判断要するに「１ミリシーベルト」、それから「０．２３マイクロシーベルト」と「その他」とあるんですけれでも、三春町の完了判断は「Ｃ、その他」となっているんですね。各市町村の全部出ているんですけれども、私の記憶から言えば、当然目標そのものも年間１ミリで０．２３であって、完了判断についても０．２３を上回らないというのが完了判断ではないかと。他の町はそういうふうになっているんですけれども、三春町についてはそういうことなんで、今日のこと今日言ってと思ったんですけれども、除染課長は即返答が出来るだろうと思いましたので確認をしておきたいと思います。

以上です。

○議長　当局の答弁を求めます。

村田除染対策課長！

○除染対策課長　１点目の再質問にお答えいたします。

本日の民友新聞の中で、基準の変更という記事が載っていたということでございますけれども、その詳細についてはまだ関係省庁の確認を取っておりませんので、ここで詳細には申し上げられませんが、前回ですね、８月の２日にですね、民報・民友に「環境省が除染の新方針」ということが記事になっております。これに基づきまして、８月の１１日に関係町村を集めまして環境省で説明を行っております。この内容について、その時の質疑の内容について二つほど申し上げます。

一つが、「中間報告の内容は、環境省のガイドラインや福島県の要綱・要領等に基づき実施している市町村除染を制約するものなのか。」という質問がございます。これにつきまして、環境省は「あくまで勉強会の成果であり、市町村が実施している除染を制約するものではない。」というように答えております。

もう一つの質問でございますけれども、「新聞報道では、除染の方針が変わったように報道されており、住民の方が誤解するのではないか。」という質問が多数の町村から出ました。これにつきまして環境省では「中間報告の発表の際に記者向けの説明を行ったが、意図した内容とは違う形で報道されたものである。今後は十分に注意していきたい。」というように環境省の方では答えており、本日の内容もですね、ちょっと関係省庁を確認しないと、ちょっとコメントはできませんので、この時の報道ではこのように環境省の方では我々に説明しております。

続きまして、二点目で「その他」ということで、「なぜその他か」ということで、三春町の除染実施計画、この内容をうちの方では民友新聞の方に報告しております。

読み上げます。「生活圏」ということで、まず一つは、「日常生活空間における町民の推定年間被曝線量を国が定める子供の推定年間被曝線量の低減目標と同じ概ね６０％減少、平成２３年８月末と比べ、とした状態を目指します。」という資料がうちの方には入っております。それで、「若しくは、追加被曝線量を年間１ミリシーベルト以下、毎時０．２３マイクロシーベルト以下にすることを目指す。」ということで、町の除染実施計画においては、この二段構えで記載してありますので、そのような形で「その他」ということで民友の方には回答して

いるので、決して議員がおっしゃられた「目標０・２３マイクロシーベルトを目指さない」ということではなく「目指す」ということには変わりはございませんのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長　質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○４番（佐藤弘君）　今日のニュースで突然、新方針が出されたとこういう新聞報道なんですけれども。この件については、課長が言われるとおりだと思うんですけれども、私が確認したいのは仮に０．４から０．６、個人線量でやると、変わっても三春町としては現在の０．２３でやる。このことには変わりがないのかだけ確認。国が変わればそれは変わるというような、先ほどの答弁だとそういう印象を与えるようにもなりかねない答弁なんです。要するに見ないと分からない。変わったことは見ないと分かりませんけけれども、「変わっても三春町としては今まで通りにやります」ということなのか。そのことだけ確認をしておきたい。

○議長　当局の答弁を求めます。

村田除染対策課長！

○除染対策課長　町では今まで通り実施して参ります。

以上です。

○議長　質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長　第３の質問を許します。

佐藤弘君！

○４番（佐藤弘君）　最後に空き家・空き地対策についてであります。

空き家・空き地の現状、件数・持ち主等の把握についての調査はどうなっているのか。また、今後の対策、防犯的なこと・町としての利活用について、お聞かせ願います。

○議長　第３の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長　第３の質問にお答えします。

空き家・空き地対策につきましては、昨年１２月から今年の２月にかけて、第１次調査として、区長・組長さんによる外観目視調査を実施したところであります。

この調査の結果、町内には住宅の空き家が２８１件、空き地が２０９件ほどあることが分かりました。地区毎の状況を整理しましたので、５月に開催された代表区長会においてお示ししたところであります。

持ち主の把握につきましては、個人情報保護の観点から大変難しい課題でありました。現在、国では、議員立法による「空家等対策の推進に関する特別措置法案」が、今年の秋の臨時国会で審議される予定であり、成立いたしますと、「空家等の所有者を把握するために固定資産税情報の内部利用が可能となる。」こととなりまして、この調査が具体的に進展いたします。

町としましては、税情報の利用が可能となった段階で、速やかに第２次調査、これはアンケート調査を指しますが、実施できるよう準備を進めているところであります。このアンケートによりまして、「売却したい、賃貸したい、あるいは解体したい等」、所有者の今後の活用の考え方を取りまとめたいと考えております。

そのうえで、利活用が可能な空き家、老朽し危険な空き家等を精査し、条例の制定も含め、

対処して参りたいと考えております。

○議長　　質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○４番（佐藤弘君）　　１点だけお尋ねをしたいと思います。

老朽化した危険な家屋、要するに空き地は特に問題はないと思いますけれども、今でももう崩れそうな家ですね。そういう件数について把握されているのか。もし、あればお聞かせを願いたい。

○議長　　当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長　　今の老朽化、危険化ということにつきましては、結論から申し上げますとまだ完了はしておりません。外観目視でございますので、また中に入れない状態が大変おおございます。そういうことも含めまして、まだ調査については完了しておりませんが、先ほど申し上げました方針に従いまして、今後は進めて行きたいというふうに考えております。

以上です。

○議長　　質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長　１３番鈴木利一君！質問席に登壇願います。

第１の質問を許します。

○１３番（鈴木利一君）　　議長の許可を得ましたので、先に通告してあります３点についてお伺いしたいと思います。

１点目ですが、ふるさと納税についてであります。

近年、どこの地方自治体でも人口減少で大幅な税収の減、併せて政府の地方交付税の削減等で都市と地方の税収の格差が大変広がったとして、２００８年からふるさと納税制度が実施されたわけでありますが、今までの三春町に対するふるさと納税の実績及び寄付金の管理についてはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

２点目、政府は来年度からふるさと納税制度を拡充し、寄付の控除額の上限を２倍に引き上げるなど、地方活性化を図ろうとしていますが、三春町でのふるさと納税に対する取り組みの強化をお伺いしたいと思います。

○議長　　第１の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長　　第１の質問にお答えいたします。

ふるさと納税制度につきましては、平成２０年５月から導入され、平成２６年９月１日現在までで、延べ１２０件、１６，５９３千円の寄附をいただいております。平成２３年の大震災以降に寄附件数が増加し、昨年平成２５年には２５件、４，９４５千円の寄附をいただきました。

また、寄附をいただく際には、「山や川などの自然環境の保全」「少子化対策・子育て支援・青少年育成」「保健・医療・福祉の充実」「農林業・観光・商工業の振興」「おまかせ」の中から希望する活用先を選んでいただいており、その趣旨を尊重して予算に反映させております。

次にふるさと納税に対する取り組みの強化についてですが、現在、町ではふるさと納税として寄附をいただいた方に、金額や回数に応じて、お礼状と併せて三春町の特産品等をお送りしております。今年度から、三春町の魅力をさらに発信するため、送付する特産品等の見

直しを行っております。最近のような、特産品を強調した競争をあおるようなことではなく、寄附をいただく方の意思に少しでも答えられるように、政策を充実させていくことが、ふるさと納税制度の本旨であると考えております。

国におけるふるさと納税制度の拡充については、ご質問にあるとおり、次年度の税制改正大綱に反映させるとの方針が決定しました。町としましては、改正の推移を注視しつつ、制度改正された際には、改正内容のお知らせと併せ、ふるさと納税制度に関する町の取り組みについて、広報紙やホームページを通じて積極的にPRを行い、より多くの方に活用していただけるよう努めて参ります。

○議長　質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○１３番（鈴木利一君）　今の答弁ですと金額や回数に応じてお礼状と併せて三春の特産品を贈っていたということでありますが、この金額や回数に応じてどういった決まりがあるのか。町のホームページを見る限りでは、そういったのは一言もない。礼状は別としても、特産品のお礼を差し上げるなんていうのはどこにも書いていない。先日、うちの娘が東京にいるんですが、「三春に納税したいと思ったんだけれども三春は何にもないんだね」と言われたわけなんですね。ホームページに例えば少しでも書いてあればそういったことは納得して「ああそうか」となるんですが、三春には何にも書いていない。「三春は何にもないんだね」というふうに言われました。金額や回数、こういった決まりがあれば一つ教えていただきたいと思います。

○議長　当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長　再質問にお答えいたします。

現在、どのような物を贈っているかという点でございますが、参考としては例えば観光パンフレット、あるいは三春そうめん、場合によっては野菜の詰め合わせ等を贈らさせていただいております。ただ議員ご指摘のとおり、ホームページ等にはそういった何回、何円以上でそういうものを贈るというものは表示してございません。現在までは、内部の段階でそれぞれの個別の事情に応じて贈っていただいた方に対するお礼という形で進めて参りました。従いまして、ご指摘ありました「全国的にいま特産品を売り込んでいるのではないか」というご主旨かと思うんですが、そういうことを踏まえますと三春町としては、こういった物で返礼といいますか「お礼の品はこのようなもので考えています」ということはホームページに載せても良いのかなというふうには考えられますので、このことにつきましては、今後の検討というふうにさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長　質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○１３番（鈴木利一君）　ホームページに載せればね、いろんな方が見て「ああそうかな」と思ってふるさと納税が増えてくるのかなと思いますが、最近大玉村でもふるさと納税が始まったんですが、その大玉村でいえば、農産物はもちろんですが、それに併せてそば打ち体験、そしてお寺での写経・法話、そういった体験型のお礼もあります。体験型ということは、三春に来てもらえるということになりますので、三春では通年観光というふうにうたってますが、それの一つにはなるんじゃないかというふうに思うんです。そういった物も併せてこれからどんどん検討をして行って、確かに返礼品の競争になったのではしょうがないんです

が、もう少し知恵を絞って町の観光と併せて取り組んで行くというふうになれば益々税収が伸びて行くんではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長　当局の答弁を求めます。

工藤総務課長！

○総務課長　お答えします。

三春町の場合、ふるさと納税は正式名称が「ふるさと三春町応援寄付金」という名前がついてございます。これは、普段着の三春町に応援したいという善意が寄せられるということでスタートしております。そういった趣旨に従いますと、今の三春町を応援したいという気持ちで送っていただくわけですから、まずはその気持ちをありがたく受けて、お礼を何かその時々の出来る範囲でお礼をしたいというのがあくまでも原点だというふうに考えてございます。ただいまご指摘のありました「特産品のＰＲ拡充の機会ではないか」ということにつきましては、ある意味では今後の方向性の一つの参考ということになりますので、いま現在ただちにそれをふるさと納税のお礼の品ということで取り入れる考えは今のところ正直ございませんが、今後の現況の課題ということで関係課とも協議して今後どういうふうにあるべきかということは、日頃から今後も検討させていただきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長　質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長　第２の質問を許します。

○１３番（鈴木利一君）　旧沢石小学校、屋内福祉農園だと思うんですが、これについてであります。

無償貸付をした旧沢石小学校校舎の現状はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

二つ目に、就労継続支援Ａ型として障がい者の雇用とそれに関わる地域の職員、地域の雇用の拡大を図るとされておりましたが、実績はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長　第２の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木財務課長！

○財務課長　お答えいたします。

１点目の旧沢石小学校校舎の現状についてでありますが、旧沢石小学校校舎等は、障がい者雇用と地域の雇用拡大等により、地域の振興発展を図ることを目的に、水耕栽培施設として、本年１月から株式会社エコに無償で貸付を行っているところであります。

現在の利用状況は、１階に水耕栽培機器を設置し、レタス等、葉物の試験栽培を行っております。２階では３教室を使用して、シイタケやナメコ、ブナシメジ等の菌床ブロックを１，０００個程度栽培しまして、今月中旬頃から収穫する予定であります。その他にも、イチゴ苗のプランター栽培や、近隣の畑を借りてキュウリ、ナス、インゲン等の栽培、収穫を行っているとの報告を受けております。

２点目の障がい者の雇用実績についてでありますが、１日当たり３名から４名のローテーションを組んで雇用しており、午前１１時から午後２時４５分まで、途中１時間の休憩を挟んで作業を行っているとの報告を受けております。

現在働いているのは郡山市や田村市などに在住の方々であり、株式会社エコのグループ企業で、障がい者雇用の事業主である福島あすなろ会が、郡山市にある事業所から旧沢石小学校まで送迎を行っております。今後、三春町に在住している障がい者の雇用を拡大するためには、障がい者の通勤の負担を軽減することが必要であることから、福島あすなろ会では、就労継続支援事業所を旧沢石小学校に設置する計画であり、現在、県と指定申請の協議を行っているところであります。

町としましても、地域の雇用拡大を図る観点から、この計画を支援して参る考えであります。

○議長　質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○１３番（鈴木利一君）　いま現在、あすなろ会では県の方に指定申請の協議をしているということでありますが、今年の４月からですね始まっているので既に５カ月はたっているということで、５カ月もたったのに何でまだ申請も出来ないのかというふうに思います。もう４月からここでこういった事業所を始めるのは既に分かっていたわけでありますので、５カ月もたってね、まだ協議段階と非常に遅いんではないかというふうに思います。併せて就労継続事業所、これ当初、就労継続のＡ型ということで前に話しがあったんですが、この件の方の申請はＡなのかＢなのか。この辺お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長　当局の答弁を求めます。

鈴木財務課長！

○財務課長　再質問にお答えいたします。

１点目の５カ月もたってまだ県と協議中ということで遅いというご指摘でありましたけれども、いま現在の事業につきましては、あすなろ会が郡山市にある事業所で、こちら就労継続支援所Ａでございますけれども、こちらの方で雇用していま現在も４、５人働いているということで事業はやっているんですけれども、今の反省点といたしましては、元々三春町の障害者を雇用するという計画であったんですけれども、郡山市に事業所を置いているという観点からなかなか三春町在住の障がい者の方が集まりにくいということがありました。そういった反省を踏まえまして、今回新たにあすなろ会の方で旧沢石小学校の方に就労支援事業所を置いて、そうしますと障がい者の方の通勤が非常に近くなりますので、その準備を今やっているというところであります。

２点目の県に対する申請はＡ型・Ｂ型どちらなのかということでございますけれども、現在、県に申請しておりますのは、就労継続支援事業所のＢ型であります。Ｂ型といいますのは、雇用契約を結ばないで非雇用の就労形態ということでございますが、あすなろ会につきましては、既に郡山の事業所の方が就労継続支援事業所Ａの指定を受けておりますので、今回は非雇用の就労形態のニーズ、こちらも多いことから三春の方の事業所につきましては、就労継続支援事業所のＢで申請していると聞いております。

○議長　質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○１３番（鈴木利一君）　今の答弁ですと就労継続のＢと、Ｂで申請したということなんですが、当初の話では就労継続のＡだったと思うんですが、この辺のいきさつですね、「三春にも就労継続のＡができるから良かったね」というのが本当のところなんですよね。ところが今になってＢということは、三春町にはもうＢが何箇所ありますよね、Ｂの事業所は。それとダブってしまうと。今までにないＡ型が出来るということで非常に歓迎していたわけです

が、それがＢということで話しがずいぶん変わってきたんだなというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○議長　当局の答弁を求めます。

鈴木財務課長！

○財務課長　お答えいたします。

議員ご指摘のとおり最初の計画につきましては、就労継続支援事業所Ａ型の申請でございました。就労継続支援事業所Ａ型といいますのは、雇用契約を結んで最低賃金を原則払うというような事業所であります。こういった事業所で当初、エコとあすなろ会はやるという予定でありまして、実際にいま郡山市の事業所から通っている方々はＡの事業所でありますので、雇用契約を結んだ方々がいま働いております。今後につきましては、先ほどの答弁と重なりますけれどもＢを中心に三春から集めますけれども、なおＡ事業所の方が郡山市の事業所で雇用契約を結んでその方々が引き続き旧沢石小学校の方で作業をしていただくということも可能ですので、今後はこのＡとＢの指定を利用して事業を展開して行くというような予定でございます。

○議長　質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○１３番（鈴木利一君）　申請がＢということなんですが、三春町でこのＢの事業所を利用する予定の方は何名位いるんでしょうか。

○議長　当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長　ただいまのご質問ですが、事業所としてですね聞き取りしたところ毎年養護学校から数名はＢ型の需要があると聞いております。ただ、今資料がありませんので何年に何名というのは分かりませんが、かなりの需要があるとは聞いてはおります。

以上です。

○議長　質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○１３番（鈴木利一君）　養護学校から毎年数名という話しですが、養護学校からＢ型に直接行けるんですか、これ。

○議長　当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長　今のＢ型に直接行けるのかということでありますが、本来は国の考えとしてはＡ型を経てその働く能力があるのかを見て就業機関への何て言うんですかね、Ｂ型に行かなくても大丈夫なんじゃないかというような判断をするということで、直接Ｂ型に行くことは今特例措置として継続されているということを聞いております。それでこの特例が２７年３月で終わるんでないかというような話しがございますが、この件に関してはですね、町の方として今予定していることは、いわゆるＢ型に直接行けなくなるのではないかということに対して養護学校の先生をですね、１０月に何か所かお呼びしまして、これに対する対策について協議しようという計画を持っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○１３番（鈴木利一君）　特例で養護学校からＢ型に今のところは行けるということであります。それはあくまでも特例だから基本はそれではないわけですよね。必ずＡ型なり違った

一般の仕事を経験してそれからＢ型ということになると思うんですが、それにしてもＢ型の申請をしておいて養護学校から毎年数名ということでは、Ｂ型の申請は本当に何人位でしたんですか、これ。

○議長　当局の答弁を求めます。

鈴木財務課長！

○財務課長　お答えいたします。

Ｂ型の申請の事業計画でございますが、障がい者雇用といたしまして２０名程度雇用したいという計画であります。この内、旧沢石小で働く方々はだいたい２０名の内５、６名程度を予定しておりまして､その他の方々につきましては町内のグループホームの食事の手伝い、こういったことに派遣するというような計画で事業所の申請を出しております。

○議長　質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長　第３の質問を許します。

○１３番（鈴木利一君）　３点目ですが、障害者自立支援法の計画相談支援についてであります。

平成２４年４月に施行されました障害者自立支援法、現在は障害者総合支援法というふうに改正になりましたが、平成２７年度からサービス等を受ける利用者の計画案を全て作成しなければならないようになりました。現在、相談支援を必要とする利用者は何人いるのか。

また、今年度中に更新を必要とする使用者は何人いるのかお伺いしたいと思います。

２点目に今年度中には、必要とされる全ての利用者について利用計画案の作成を求められていおりますが、それが可能なのかお伺いしたいと思います。

○議長　第３の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長　ただいまのご質問にお答えいたします。

障害者総合支援法により、障がい者が施設利用や在宅等で自立支援給付を利用するための要件として、サービス等利用計画の作成が義務付けられております。

現在、三春町における自立支援給付利用者は１８５名おります。うち、今年度中に更新が必要な利用者は１１２名であります。

この１１２名のうち、現時点において計画策定済み、策定中の利用者数は５２名であります。未着手は６０名となっております。

計画策定につきましては、主に町内２カ所の指定特定相談支援事業所において鋭意行っていただいているところであり、年度内にはこれら６０名の方々の利用計画案作成は、可能であると考えております。

なお、町としましても、計画策定がより一層スムーズに進められるよう、サービス利用計画の更新時に、利用者に対して個別にご説明申し上げるとともに、指定特定相談支援事業所との必要な情報の共有に努めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長　質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○１３番（鈴木利一君）　今年度中には何とか終わりそうだという計画でありますが、いま現在、各事業所を利用している方々がですね、こういった制度の変わり目、こういったところが非常に分かりづらいということで、話しを聞いても「何だいそれ」というのが本当のこ

となんですね。確かにこういったサービスを提供する側にとっては、通知を出してそれで終わりということではなくて、もっとその方々に対してもっと細かい説明が必要なんじゃないか。いま現在、本当に「分からない」という方がかなりいますので、その辺細かい説明が必要だと思いますがいかがでしょうか。

○議長　当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長　いま議員ご指摘のとおりですね、障がい者の制度については毎年本当にコロコロ変わるような制度でございます。それでこの利用計画、これは給付を受ける障がい者の方にとっては非常に重要なものです。それで町としましても、事業所と連携しましてですね、まず更新の手続き時の早めの通知、またその通知に対して遅れた場合は電話での問い合わせとか、それとこれは通知を頂いた保護者の方もですね、早めの子どもとかですね身内のために早めに更新するという、そういう気持ちも大事なことでありますのでその辺ですね、広報とかに出したとしても読まないとかですねありますので、出来る限り直接利用者にですね、お話しして行きたいというふうに考えております。６０名でございますので。

以上です。

○議長　質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長　１４番渡邉勝雄君！質問席に登壇願います。

質問を許します。

○１４番（渡邉勝雄君）　議長の許しを得ましたので通告しておきました事項について一般質問をいたします。

質問の前に我が町の人口と高齢化率のことについて申し上げたいと思います。現在、我が町の人口は１７，２９３人で６５歳以上の高齢者の数は５，０４７人と全人口の２９．２％の高齢化率であります。あと１０年、平成３６年になりますと町の人口は１５，０００人台から１４，０００台となります。当然６５歳以上の方も５，３００人台となります。高齢化率も３６％と予測されます。もっとも人口が多い１９４７年から４９年前後に生まれた世代、いわゆる団塊世代と言いますか、その人が２０２５年には７５歳以上となり、医療と介護の需要急増が見込まれます。こうした超高齢化社会に対応するために医療・介護予防生活支援サービス等はこの１０年間は避けて通れない最重要課題であると私は思うのであります。この１０年間は本当に高齢者が毎年増えていきますので、このことに対して全町民を挙げて安心のまちづくりに取り組まねばと思うわけであります。

それでは、質問に入りたいと思います。本日は、高齢者のボランティア活動について３点について伺います。

１点目でありますが、町内にはボランティア登録グループが、総合的にだと思うんですがグループが６０以上、また、ボランティア登録人数も１，０００人を上回っていると伺っております。本当に日々のボランティア活動に感謝を申し上げるものでございます。特に高齢者施設、各地域での高齢者によるボランティア活動のその状況について伺いたいと思います。

２点目ですが、各地域また各まちづくりの特性に応じたボランティアシステムの構築、いわゆるボランティア組織の組み立てについて伺いたいと思います。

３点目でありますが、ボランティア制度については、私は平成２５年３月の定例議会でもその概要について伺っております。高齢者の増加に伴い、ボランティア活動は昨今においては最重要な課題であるため、その環境の整備とポイント制度の導入を私は加速すべきと思い

ますが伺います。

○議長　　質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長　　ただいまのご質問にお答えいたします。

三春町社会福祉協議会にボランティアとして登録し、活動している３２団体、及び個人会員２１名のほとんどが６５歳以上の高齢者であります。

平成２５年度には福祉会館などの高齢者施設を中心に、年間活動件数延べ４０９件、延べ８３６名の方々に介護援助や芸能ボランティアとして活動いただいております。

各地区におきましても、老人クラブによる地区の清掃活動や道路などの公共施設への花の苗植栽、また、小中学生の登下校時の見守り安全等様々なボランティア活動に取り組んでいただいております。

各地域の特性に応じたシステムの構築についてでございますが、地域により人口や地理的条件などが異なることから、必要とされるサービスも地域により異なる場合もあります。今後は、こうした地域の特性を踏まえつつ、ボランティア希望者が安心して活動に参加できるシステム構築が可能であるか検討して参りたいと思います。

３点目のボランティア活動者に対するポイント制度の導入についてでありますが、現在、介護支援ボランティアポイントの導入を厚生労働省は推進しております。しかし、全国的に実際に実施に至っているのはごくわずかな市町村になっております。先進地の優良事例なども参考にしながら検討を考えたいと思います。併せて、現在、三春町社会福祉協議会で実施している生活支援サービス事業「おたがいさま」などの有償ボランティアのあり方や機能拡充の必要性についても検討を進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長　　質問があればこれを許します。

渡邉勝雄君！

○１４番（渡邉勝雄君）　　いま課長から答弁いただきましたが、私町からの資料と若干この団体の登録とか個人登録とか若干の差があるわけでありますけれども、これ多分課長の答弁は６５歳以上のボランティアの数だと思うわけであります。町には福祉施設が相当ありますので、ここに入所している方また通所している方々が安心してまたなおかつボランティアの受入れ出来るような環境の整備といいますか、これが重要ではないかと思うわけであります。人数はともかくといたしましてもこのボランティアについて、何か地域の役に立って、高齢者施設に行ってやりたいというような広報活動、社会福祉協議会等では広報活動年２回ですか、やっておりますが、まだまだこれは理解している方々が少ないのではないかなと思います。やはりこのボランティアに登録いたしまして、安心してボランティアに参加できる環境づくりというのが重要だと思います。１点目その点について伺いたいと思います。

２点目になるわけでありますが、各地域におきましてですね、やはり高齢者の方々が例えば、にこにこ元気塾に個人的に送迎するとか。また、町では車で送迎を支援しておりますけれども、中にはそういう方もいると伺っております。そういう登録しないで送迎とかに供用している方々もおりますので、やはりそういう方々が万一ということも考えましてですね、やはりその辺をよく把握してですね、やはり送迎におきましてもこのボランティア、個人の登録をいたしまして高齢者が安心して、例えば元気塾とか、デイサービスとかそういうのに通われるような環境の整備が大事だと私は思っております。そういうふうなことから、これから益々、先ほども述べましたように高齢化社会の時代であります。このボランティア活動

は非常に子ども達に対してもですね、「うちのじいちゃんはボランティア活動に行ってんだ」とか「ばあちゃんもどこどこにボランティア活動に行ってんだ」とか誇りに思われるような三春ではのそのボランティアの、先ほども私言いましたが、そのいわゆるポイント制度導入、これ確かに全国的も数が多いわけではありませんけれどもこの辺について、三春ではボランティア団体に支援を強調しておりますけれどもそういうふうなことを、このポイント制度を徹底いたしまして、だいたい目標ですね、この１０年間非常に高齢者が多いわけでありますので、目標を決めてポイント制度に取り組んでいただきたい。

この２点について伺いたいと思います。

○議長　質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長　今の再質問にお答えしたいと思います。

まず一つ目二つ目ののですね、その環境づくりについてということと、登録しないでいる協力者に対する安全というようなものについてはですね、いずれも社協の方と関係するものでございますので、その辺はですね、社協の方と話し合いをしましてですね、そういうどういう安全策があるかとか、例えばにこにこ元気塾の無償で送迎している場合ですね、そういうものはきちっと話しを詰めたいと思います。環境づくりでございますね。

その２点目のポイントの導入でございますが、確かにこのポイントを導入することによってですね、介護する側が介護にならないのではないかという国の考えでございます。確かに考え的には素晴らしいものでありますので、検討はしたいと思いますが、引き続き町のボランティア団体の育成にも努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長　質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長　１番陰山丈夫君！質問席に登壇願います。

質問を許します。

○１番（陰山丈夫君）　議長の許しを得ましたので、通告事項についてお尋ねをしたいと思います。

ベニマル跡地利用と山車の保管についてでございます。

１、ベニマル跡地利用として、トイレと中町公民館建設が７月の全協で示されました。トイレも公民館も必要施設でありますので反対するものではありませんが、現在シートで包まれ屋外にある山車の保管はどのようになるのでしょうか。

２番、ベニマル跡地は平坦地の少ない町中にあり、利活用次第では商店街の活性化に繋がる重要地点にあります。町づくり全般の考えに立って山車保管も考え合わせた複合施設の建設ついて伺います。

○議長　当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長　ただいまのご質問にお答えをいたします。

旧ベニマル跡地につきましては、中心市街地である中町に位置し、面積は約１，９００平米の町有地であります。地元等から要望がありました地下式防火水槽については、平成２５年度に設置をいたしました。また、今年度中に、公衆トイレと跡地東側の町道の拡幅整備工事を実施する予定になっております。さらに、中町公民館の移転新築については、今年度コミュニティ助成事業の採択を受け、建設計画が進められているところであります。現在、山

車につきましては、大町２台、中町１台、八幡町１台の計４台が旧ベニマル跡地に仮置きされております。山車は、管理の適当な場所が見つかるまでの間ということで、仮置きをしている状況でございます。

中町からは、山車倉庫の建設要望もあげられておりましたが、この土地が、中心市街地における商業や観光等の用途に合った土地であることから、山車を収納するための倉庫については、別の場所への建設を検討し、基本的には、それぞれの地区での管理や保管をお願いすることで、関係者と話し合っていきたいと考えております。

また、中心市街地活性化の課題のひとつとして、多くの観光客が三春町を訪れても、大型バスの駐車スペースがほとんどなく、街なかに観光客を誘導できないことなどがあげられております。

中町公民館や公衆トイレ以外の跡地の利用につきましては、中心市街地の有効な空間と位置付け、当面の間、大型バスや来訪者の駐車場として、またイベント空間として、街なかの賑わいを創出できるよう有効に活用して参りたいと考えております。

以上です。

○議長　質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○１番（陰山丈夫君）　ベニマル跡にね４台ほどある山車なんですけれども、当面ですと各地区で保管してもらうということで、これから話しをして行きたいということでございますので、やはり各町で自分たちの所有物だと思います。そのことについてですね、町はやっぱり積極的になって保管場所のお世話をして行くというは非常に大切なことではないかなというふうに思っております。

あとですね、中心市街地のこの広場ですね、この広場の使用の仕方ですけれども、駐車場ということとイベント広場というふうにいま言われました。バスの駐車場とイベント広場ですね。それで公民館も当然ここに図面引いたの渡されているわけなんですけれども、この配置ですと中町公民館、それからトイレが続いているわけなんですね。イベント広場としてね使う時にこの配置で使いやすい配置なのかどうかですね。その辺とそれから、その中町公民館を含めたね複合施設ですね。そういった物を使ってですね、観光客、ここにバスを止めるということですね。バスを止めるのであればなおさらですね、ここで商業ですね、要するにお土産とかあるいは食事とかそういったものが出来るようなね、工夫がされても良いのではないのかというふうに思いますね。現在、ここも舗装はされておりませんのでイベント広場としてね、例えば町が示しましたトイレと公民館だけを造ってあとね、バスの入るとこそれからその他のところを舗装をして屋外で使わせるのかね、そういったとについてどのように考えているのかちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

それから来年はですね、ディスティネーションキャンペーンというね、大きな事業をＪＲが仕組んでおりますので、そういったことも考えながらですね、対策して欲しいなというふうに思います。

一つ答弁をお願いします。

○議長　当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長　再質問にお答えをいたします。

まず１点目の各地区での保管を基本的にするということで、各地区に積極的な話し合いを場所の問題も含めて行う必要があるのではないか、という点につきましては各地区の方と保

管場所についていろいろと協議を進めて参りたいというふうに思います。

あと２番目の広場の使用について、また公民館やトイレのレイアウトについてというご指摘でございます。議員おっしゃるようにここの利用を有効に活用できるようにということで庁内でいろいろ協議をしたのに併せましてイベントを将来開くであろう商工会等とも２回ほどにわたりましてそのレイアウト等も協議を進めてきたところであります。

また、公民館の利用につきましては、イベントをやる時とか、そういった時にも利用させていただくというようなことで公民館の利用も検討しております。

あとは３番目の来年のディスティネーションキャンペーン、来年の４月から６月までふくしまディスティネーションキャンペーンがあります。この時期に多くの観光客が三春に来ていただくように積極的に誘致をして行きたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長　質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○１番（陰山丈夫君）　この配置は変えないような感じの話でしたけれども、複合施設ですね。これ中町公民館はコミュニティ助成事業の採択を受けているということでこれはこれとしてね、建ててもらって良いと思いますけれども、推進当然して行かなくてはいけないと思いますけれども、複合施設ですね、合せて考えられないのか。

それから、イベント広場をどのように使うのかね、アスファルト舗装するのか。

それから、バスの駐車の利用の仕方についてですけれども、例えばバスですね。観光客を乗せてバスが入って来ます。乗客降ります。その後ですね、どのようにさせるのか。現在ですね、町役場の隣にですね、観光バスが来ると乗客を降ろします。それで観光時間１時間半か２時間ですか、観光客が町内を回る間ですね、バスは空車のままそこに置いてあるわけですね。そうすると、次ねこれだけスペースがないスペースがないというね、騒いでいる中でそのままにしておくと次ね、入って来るバスがですね、結局は駐車できないわけですよね。ですから、お客さんを降ろしたバスは町外のどこかの場所に待機をしてもらうと、そういう方法でね、運用するのかどうか。そうしなければですね、このスペースだと３台２５ｍですか、４代位しか入りませんね。ですから、そういうこともですね、現在使われている役場隣の駐車場も含めてですけれども、そういうふうにですね、ソフト面で考えて行かないと物理的に物事を対処するとですね、こういう広場のない町ですからね、どうしようもないと思いますからその辺についても伺いたいと思います。

○議長　当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長　ただいまのご質問にお答えをいたします。

複合施設でございますけれども､現在のところ建物で施設を整備する計画はございません。観光シーズン等にはテントを張ったり、そういった臨時的な物で対応したいというふうに考えております。

あと舗装の件につきましては、これから事業計画の中で、これはまだ未定でございますので時期も含めてまだ未定でございます。

あとは、バスの乗客に対するサービスでございますけれども、現在も街の中に観光バスで来た時にやはり駐車スペースが少ないので乗客を降ろして町民体育館、運動場の方で待機をするというような連携を取ったりしているところもございます。そういった形で止められないような場合には連携を図って、郊外の駐車場も含めて連携を図って行きたいというふうに

考えております。現在、駐車スペースが街なかにないということで、観光旅行会社の方でも街への乗り入れを遠慮する場合がございますので、そういったものを少しでも街なかに入っていただくような工夫をこれからも考えて行きたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長　質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長　１１番小林鶴夫雄君！質問席に登壇願います。

質問を許します。

○１１番（小林鶴夫君）　議長の許可の下、先に通告いたしました教育懇談会を終えて改善すべきことについて質問させていただきます。

教育懇談会は中学校の再編についてはですね、平成２０年の半ばから実施されましたが、教育全般に関してについては、前教育長の橋本弘氏がですね、平成１６年に就任された年にですね、実施した以降この１０年間ですね、実施されてなかったのではないかと思います。

なお、橋本弘前教育長はですね、さる８月２７日急逝されました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

この１０年ぶりに開催されました教育懇談会はですね、さる７月１０日の三春地区の開催から始まって８月２日のですね、御木沢地区を最終にですね、約１カ月７行政区で実施されたわけでございます。私はですね全ての会場に出席させていただきまして各行政区のですね、意見を拝聴いたしました。私なりにはいろいろ感ずる点はございましたが、まず１点目といたしましてですね、教育委員会といたしまして、小学校教育で改善すべき点はどのような問題としてとらえたのかお聞かせください。

２番目に中学校教育で通学方法や通学路の安全確保等を含めてですね、改善すべき問題は何であったかお聞かせ願います。

３番目に小学校の再編についてはですね、昨年の１２月定例会での答弁でですね、「小学校は地域のコミュニティの核の施設であることから地域の意見が大前提である」と方針が出されていました。一方、この度のですね、教育懇談会ではですね、男女比が極端にアンバランスになる地区からはですね、統合や再編についての意見も出されましたが現在もですね、地域の意見が大前提の方針は変更ないかお伺いいたします。

○議長　質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長　ご質問についてお答えいたします。

まず１点目のご質問でございます。

小学校教育関係では、学校に整備された遊具の積極的な利用による体力づくり、学校施設の雨漏りへの速やかな対策についての要望がありました。保護者の危惧している点といたすましては、いじめへの対応について質問があり、いじめの未然防止への取り組みと対応が何より重要であるとの説明を行いました。

また、今後の少子化対策として、小学校再編をどのように考えるかについて質問があり、地域の総意に基づき対応をしたい旨をお答えをいたしました。

なお、新入学予定児童の保護者の方から、学年での男女比率の偏りに不安があるとのご意見をいただき、今後、不安を解消するため話し合いを進め行きたい旨を答えてございます。

２点めの中学校の改善関係でございます。

中学校におきましては、携帯電話等の普及により、生徒がトラブルに巻き込まれるケース

が社会問題となっていることから、その対応についての質問があり、生徒への継続的な指導とともに、家庭での協力依頼、警察との連携による講習会の実施等の対策を行っていることを説明いたしました。中学校の通学に関しましては、通学路への街路灯や防犯灯の設置、歩道整備や樹木剪定による安全性向上について要望があり、今後も引き続き関係機関に働きかけ、整備を進めることを説明いたしました。

また、冬期間のスクールバスの発着場の除雪や三春中学校前の駐車場での保護者送迎用の車両への対策について要望があり、これらにつきましても関係者と今後対策を行っていく旨説明をいたしました。

なお、学校行事と地域行事との調整を行うことや、各種大会等で入賞された生徒を町広報等でお知らせしておりますけれど、出身地区を併記してほしいとの要望がありましたので、これらについても対応して行きたいということでお答えしてございます。

３点目のご質問でございます。

この度の各地区での教育懇談会は、それぞれの小学校就学予定児童数を資料により説明するとともに、複式学級が予定される学校の想定年度についてもご説明をいたしました。教育委員会においても、全地区の懇談会終了後、その結果について協議を行いましたが、小学校の再編については、やはり大前提として地域住民の意向を元に取り組むべであるということを確認しております。

以上であります。

○議長　質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○１１番（小林鶴夫君）　ただいまの答弁に対してちょっとまずお願いがございます。

今回の教育懇談会のこの全地域のですね、いわゆる会議録ですか、これをホームページにアップするということいをですね、この教育懇談会の中でも約束されているわけなんですけれども、既に教育懇談会が終わってですね、１カ月以上経ったのにかかわらずまだアップされていないというのはですね、ちょっと私としては不満だなと思っております。民間企業ですとね議事録１カ月も待っていたら本当怒られちゃいますので、そこら辺ですねスピード感を持ってですね、進めて欲しいというのがお願いです。

○議長　小林議員！今のはお願いでなくて質問でよろしいですか。

○１１番（小林鶴夫君）　はい。お願いではなくて、スピード感を持って進めて欲しいと思います。

さてですね、今回の教育懇談会でやっぱり一番感じたのはですね、男女比が極端にアンバランスとなる保護者からのご意見じゃなかったかなと私は思います。ある会場ではですね、小学校入学時ですね、女子が１人になるお母さんからですね、「引越ししたいんです」という質問まで出されていましたよね。それに対して町は「引越しは認めません」と回答してたわけなんですけれども、昨年の１２月定例会でこの件についてですね、私が質問いたしましたけれども、町の回答は「学習上は問題ない」という答弁がございましたけれども、私が考えるにですね、広い意味での学習、勉強とかいわゆる学習ですね、勉強ということに関しては問題が少ないと思いますけれども、保護者の方はですね、決してそうは思っていないと思います。学校というのはいわゆる学習だけでなくてですね、広く情操教育の場じゃないかなと私は考えているんですね。「引越ししたい」と発言されたですね、希望を出されたお母さんもですね、多分そのような気持ちからですね、そういうことを申したんだと思っております。したがってですね、私はこの小学校の問題に関してはですね、今もですねその地域の住民の

意向が大前提であるということを繰り返しいま話されましたけれども、もちろんそれも大切だと思いますけれども、やはり地域の意見も大切ですけれども、学校に通わせるですね、保護者の意見をもっともっと聞いて欲しいなと思いますので、この件についてもういっぺん確認させて願います。

それからですね、これもこの男女比がアンバランスになる会場ですとこちらはですね、男子の生徒さんが１人になるという会場からですね、確かに勉強に関してはですね、少数教育で良い面もあるんじゃないかということもこの保護者は話されておりました。心配しているのは大勢の中でですね、「コミュニケーション能力が落ちてしまうんじゃないか」ということを心配しておりました。この保護者の方はですね、「どのような声があればですね、再編とか統合の問題がですね、進むのか」という質問に対しましてですね、教育委員会は「残っている会場のですね、意見も聞いてから」というふうな答弁をなさっていましたけれども、この辺についてもですね、もうちょっと教育委員会として主体性を持って欲しいなと思っています。

昨年の１２月定例会ではですね、教育委員会としては「立場は中立であります」という答弁もなさってますけれども、ちょっと中立というのはですね、何かややもすると何もしないような感じも受け取れないではないのでですね、やっぱり教育委員会としては将来のあるお子様のためを思ってですね、きちっとした方針を出されるのが良いんじゃないかなと考えておりますので、再度ですね、この地域の住民の意向が大前提ということと保護者の意見がどちらが大切なのかですね、見解を伺います。

○議長　当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長　１点目の教育懇談会の会議録等のホームページのアップでございます。確かにある地区から要望がありました。教育委員会は８月の末に開催したもんですから、それらでまとめた段階でホームページの方には掲載したいということで考えておりましたので、なるべく早くその辺は対応して行きたいというふうに思っております。

それから、男女比のアンバランスの関係のことにつきましては、この保護者懇談会に各小学校の校長等にも出席をしていただいてその実態等を説明させていただきました。例えば、体育の時間であれば２年生、３年生一緒にやるとかいろんな各学校それぞれ工夫をしてなるべく男女比のバランスを保ちながら教育に努めているということでの発言もありまして、ある程度個別にもう少しあれば対応して行きたいなということもお知らせをしてございます。

それから、今回の教育懇談会について保護者の意見ということでございました。当然、今回の教育懇談会を開くにあたりまして、各小中学校に児童を通じ各保護者の方にもこの開催の通知を差し上げておりまして、各保護者の方々も懇談会の中身はご承知だったと思います。それで保護者の方々の出席が意外と少なかった原因といたしましては、各学校でそれぞれいろんな学校での取り組み等をつぶさに例えば学校だより、それから保護者懇談会等で説明をしておったのが、ご理解を頂いたのかなということで考えてございます。

それから、小学校の再編につきましては、やはり教育委員会でも話しをさせていただきまして、三春はやはり各地区それぞれ地区の実情がございますので、地区の意見をやっぱり大前提に考えるということで、そのようなことで確認をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長　質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○１１番（小林鶴夫君）　今の答弁ですとあくまでも地域の意見、地域の意見というとやっぱり年配の方は「小学校がなくなっちゃうと寂しいから残して欲しいな」という意見が大前提になるんじゃないかなと思っています。

これはちょっと私の個人的な考えで具体的にするのはまた難しい問題があるかもしれませんけれども、昔、私は実態は知りませんけれども、分校制度があったと思います。それに見習ってですね、例えば低学年１、２、３年生まではですね、現在の地域の学校に通わせる。それから４年以降になったらですね、統合校というのですか大きな学校に通わせる。そうすればですね、保護者の方もですね、保護者で男女比のアンバランスを心配された方は、やはり高学年になってからの情操教育を心配していましたよね。そういうこともですね、考えるとそういう方法も一つではないかなと思っています。法律的にうんぬんあるかもしれませんけれども、一つちょっと検討をしていただければなと思っております。

あとこれはちょっと、先月の３１日に町長選が行われました石川町はですね、２７年来年の４月から小学校を統合、再編されると。詳しく私は調べていませんけれどもですね、町として何か石川町の情報等をですね、何か入手していることがあるのかないのか。ちょっとお聞かせください。

○議長　当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長　まず１点目の低学年分校それから高学年本校みたいな話しがございました。教育委員会で話題にさせていただきたいと思います。

それから、石川町の小学校の統合、再編につきましては、これらにつきましても今後情報を収集しながら教育委員会で詰めて行きたいというふうに思っております。ただ、石川町さんの方では統合するにあたって三春町の中学校の統合ですか、それらの現地の視察には来ておりました。

以上でございます。

○議長　質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○１１番（小林鶴夫君）　再質問の時に既にお話しされましたけれども、私も今回全会場参加させていただいて、やはりちょっと参加者が少ないなと感じました。その要因はですね、今先ほど答弁があったように既に保護者にもこういったお知らせをしていると、普段そういうようなお話し合いも持たれているということ、そういう理由もあるのかなと思いましたけれどもちょっとやはり少なかったのかなと。それでですね、次の懇談会、今回は１０年ぶりということなんですけれども、次の懇談会はいつごろ考えているのか。ありましたらお願いします。

○議長　当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長　参加者が少なかったということで、これらにつきましては、私の方でも現状は踏まえたいと思います。ただ、繰り返しになりますけど、学校の方で結構、学校だよりとかでお知らせしておりますのでその辺の原因だったのかなというふうに思っております。

それから、次回の教育懇談会というお話しでございます。町では秋にまちづくり懇談会を行っておりますので、その際にできるだけ多くの情報を町民の方にお知らせした中で、町民の方々それから保護者の方々からそういう意見があれば、また教育懇談会を行いたいというふうには考えております。時期等については今申し上げられる状況ではございません。

以上でございます。

○議長　　質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長　　これにて一般質問を打ち切ります。

……・・　**散　会　宣　言**　・・……

○議長　　以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので散会いたします。

傍聴者の皆様には寒暖の差が激しいこの頃ですので、体調に気を付けてお過ごしください。

ご苦労様でございました。

（午前１１時５１分）

平成２６年９月１２日（金曜日）

1　出席議員は次のとおりである。

１番　陰　山　丈　夫	２番　渡　辺　泰　譽	３番　影　山　初　吉
４番　佐　藤　　弘	５番　本　田　忠　良	６番　本　多　一　安
７番　儀　同　公　治	８番　渡　辺　正　久	９番　三　瓶　文　博
10番　佐久間　正　俊	11番　小　林　鶴　夫	12番　橋　本　善　次
13番　鈴　木　利　一	14番　渡　邉　勝　雄	15番　佐　藤　一　八
16番　日下部　三　枝		

2　欠席議員は次のとおりである。

なし

3　職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長　　佐久間　　収　　書記　　近　内　信　二

4　地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	鈴　木　義　孝		
副町長	橋　本　國　春		
総務課長	工　藤　浩　之	財務課長	鈴　木　正　人
住民課長	新　野　徳　秋	除染対策課長	村　田　浩　憲
税務課長	佐久間　幸　久	保健福祉課長	影　山　敏　夫
産業課長	佐　藤　哲　郎	建設課長	伊　藤　　朗
会計管理者兼会計室長	遠　藤　弘　子	企業局長	増　子　伸　一

教育委員会委員長	武　地　優　子	教育長	遠　藤　真　弘
教育次長兼教育課長	橋　本　良　孝	生涯学習課長	滝　波　広　寿

農業委員会会長	宗　形　義　匡

代表監査委員	大　津　　茂

5　議事日程は次のとおりである。

議事日程　平成２６年９月１２日（金曜日）　午後２時２０分開会

第　１　付託陳情事件の委員長報告

第　２　付託議案の委員長報告

第　３　議案の審議

議案５８号　消防ポンプ自動車購入契約について

議案５９号　三春中町蔵条例の制定について

議案６０号　三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案６１号　教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議案６２号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
議案６３号　三春中町蔵に係る指定管理者の指定について
議案６４号　三春町認可保育所に係る指定管理者の指定について
議案６５号　平成２６年度三春町一般会計補正予算（第３号）について
議案６６号　平成２６年度三春町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
議案６７号　平成２６年度三春町水道事業会計補正予算（第１号）について
議案６８号　平成２６年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について
議案６９号　平成２６年度三春町宅地造成事業会計補正予算（第２号）について
議案７０号　平成２５年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について
議案７１号　平成２５年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案７２号　平成２５年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案７３号　平成２５年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案７４号　平成２５年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案７５号　平成２５年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について
議案７６号　平成２５年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について
議案７７号　平成２５年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について
議案７８号　平成２５年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
議案７９号　平成２５年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について
（追加）
議案第８０号　さらなる年金削減の中止を求める意見書の提出について
議案第８１号　「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書の提出について
議案第８２号　地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

閉　会

６　会議次第は次のとおりである。

（開会　午後２時２０分）

……・・　**開　会　宣　言**　・・……

○議長　ただいまより本日の会議を開きます。

……・・　**付託陳情事件の委員長報告及び審査**　・・……

○議長　日程第１により、付託陳情事件の委員長報告及び審査を行います。

まず、付託陳情事件の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長　総務常任委員会が９月定例会において付託を受けた陳情事件１件につ

いて、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、審査については、９月８日、第１委員会室において開会いたしました。

陳情事件第１０号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について。

陳情者、福島県田村市船引町船引字南町通５２、日本労働組合総連合会福島県連合会田村地区連合会、議長、横田登。

本陳情は、地方自治体の安定的な行政運営と公共サービスの質の確保を実現するため、平成２７年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情項目、三春町議会として国会及び政府関係機関に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書を提出すること。

以上について、財務課長に同席いただき、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長　ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

ただいまの、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長　文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長　文教厚生常任委員会が９月定例会において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、審査については、９月８日、１０日、第３委員会室において開会いたしました。

陳情事件第８号、「さらなる年金削減の中止を求める」意見書を求める陳情。

陳情者、田村市船引町東部台1－５９。全日本年金者組合田村支部、支部長、佐藤一正。

本陳情は、厚生労働省が年金の額を特例水準の解消を理由に昨年１０月から１％、今年４月から０．７％削減し、来年１０月にも０．５％削減するとしたことに対して、全国的に行政不服審査請求が１２万６千人も出され、高齢者の生活を守るために年金削減の中止を求める意見書の提出を求めるものであります。

陳情項目、高齢者の生活と地域経済を守るために「さらなる年金削減の中止」を求める意見書を内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に提出すること。

以上について、住民課長等から説明を受け、慎重に審査した結果、本陳情については、妥当と認め、全員一致採択すべきものと決しました。

陳情事件第９号、「被災児童生徒就学支援等臨時交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書。

陳情者、福島市上浜町１０－３８。福島県教職員組合、中央執行委員長、角田政志。

田村市船引町東部台１－１３７。福島県教職員組合、田村支部支部長、三浦隆郎。

本陳情は、福島県内において東日本大震災及び原発災害以降、未だに再開できない小中学校や臨時的に仮設校舎等により再開している小中学校があるが、設備及び環境が十分に整っていない中で教育活動が行われている。さらには現在も多くの子供たちが県内外に避難を余儀なくされている中で、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金が平成２６年度で期限を迎

え、国の補助が打ち切られようとしている。

しかし、福島県だけでなく宮城、岩手県を含めた被災地では、未だにこの就学支援制度が必要な状況が続いているため、就学支援事業の継続と必要な財政措置の陳情を関係諸機関に求める。

陳情事項、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業を平成２７年度以降も継続して実施できるよう、特例交付金制度の継続と必要な財政措置を行なうことを文部科学大臣、復興大臣、総務大臣、財務大臣に求めること。

以上について、教育次長等から説明を受け、慎重に審査した結果、本陳情については、妥当と認め、全員一致採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長　ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

ただいまの、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

……・・　付託議案の委員長報告　・・……

○議長　日程第２により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長　総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、９月４日に日程設定を行い、９月８日、９日、１０日、１１日及び１２日の５日間、第１委員会室において開会いたしました。

議案第５８号、消防ポンプ自動車購入契約について。

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、消防ポンプ自動車を購入するにあたり、その契約を締結するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第５９号、三春中町蔵条例の制定について。

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、伝統的建築物である蔵を保全・活用し、中心市街地の活性化を図ることを目的に三春町中町蔵を設置するため、本条例を制定するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第６５号、平成２６年度三春町一般会計補正予算（第３号）について。

財務課長の出席を求め、補正予算（第３号）全般について、詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち、今回の補正予算は、歳入においては地方特例交付金、地方交付税、財産収入、繰越金等の追加と、財政調整基金繰入金等の減額であります。歳出においては、財産管理費、情報システム費、消防費等の追加と、庁舎整備費等の減額であります。

慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第７０号、平成２５年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について。

関係する課長等の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長　　経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長　　経済建設常任委員会が、９月定例会で付託を受けた議案の審査の経過と結果について報告いたします。本委員会は９月４日に日程設定を行い、９月８日、９日、１０日、１２日の４日間、第４委員会室にて開催いたしました。

議案第６０号、三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

建設課長の出席を求め詳細な説明を受けました。三春町町営住宅の清水団地１棟２戸の用途を廃止するために、条例の一部を改正するものであり、全員一致原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第６３号、三春中町蔵に係る指定管理者の指定について。

産業課長の出席を求め詳細な説明を受けました。三春中町蔵の管理を指定管理者に行わせるためのものであり、全員一致原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第６５号、平成２６年度三春町一般会計補正予算（第３号）について。

産業課長、農業委員会事務局次長、農林グループ長、商工観光グループ長、建設課長の出席を求め詳細な説明を受けました。歳入においては土木費国庫補助金及び農林水産業費県補助金の増額が主なものであります。歳出においては農業振興費、商工振興費、道路維持費、公園緑地費、公営住宅費の追加が主なものであり、所管に係る事項については、全員一致原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第７０号、平成２５年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について。

産業課長、農業委員会事務局次長、農林グループ長、商工観光グループ長、建設課長の出席を求め詳細な説明を受けました。所管に係る事項については適正に処理されており、全員一致原案どおり認定するものと決しました。

議案第６７号、平成２６年度三春町水道事業会計補正予算（第１号）について。

議案第６８号、平成２６年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について。

議案第６９号、平成２６年度三春町宅地造成事業会計補正予算（第２号）について。

議案第７７号、平成２５年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について。

議案第７８号、平成２５年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について。

議案第７９号、平成２５年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について、の６議案は、企業局長の出席を求め詳細な説明を受けました。

議案第６７号は、収益的支出の営業費用の補正であり、全員一致原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第６８号は、資本剰余金２７８，５４６，５３６円のうち建設改良積立金に５１，２１３，０００円を積み立てるものであり、全員一致原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第６９号は、資本的支出の建設改良費の補正であり、全員一致原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第７７号は、未処分利益剰余金８３，２３３，２５０円のうち１５，０００，００

０円を減債積立金に、１５，０００，０００円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てるものであります。歳入歳出決算認定については適正に運営処理されており、全員一致原案どおり可決、及び認定すべきものと決しました。

議案第７８号は、歳入歳出決算認定であり、適正に運営処理されており全員一致原案どおり認定すべきものと決しました。

議案第７９号は、資本剰余金２８６，６８４，８７２円のうち、８，１３８，３３６円を処分し、欠損金８，１３８，３３６円を補填するものであります。歳入歳出決算認定については適正に運営処理されており、全員一致原案どおり可決、及び認定すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長　　文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長　　９月定例会において文教厚生常任委員会が付託を受けた議案の審査経過と結果について報告いたします。

本委員会は、９月４日に日程設定を行い、９月８日、９日、１０日、１１日及び１２日の５日間にわたり、第３委員会室において開会いたしました。

議案第６４号、三春町認可保育所にかかる指定管理者の指定について。

教育長、教育次長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。本案については、三春町第１保育所について、公益財団法人星総合病院を指定管理者として指定し、管理を行わせようとするため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第６５号、平成２６年度三春町一般会計補正予算（第３号）について。

教育長、教育次長、生涯学習課長、保健福祉課長、住民課長の出席を求め、所管に係る部分について、それぞれ詳細な説明を受けました。議案第６５号のうち教育課所管に係る歳入については、国庫補助金の増額及び県補助金の減額であり、歳出の主なものは、保育所費及び学校管理費を増額するものであります。生涯学習課所管については、歳出の交流館費及び図書館費を増額するものであります。保健福祉課所管に係る歳入の主なものは、衛生費県補助金の増額であり、歳出の主なものは、諸費及び予防費を増額するものであります。住民課所管に係る歳入の主なものは、衛生費県補助金の増額であり、歳出の主なものは、環境対策費の増額であります。以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第６６号、平成２６年度三春町介護保険特別会計補正予算（第１号）について。

保健福祉課長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。歳入の主なものは、介護給付費交付金及び繰越金を増額するものであります。歳出については、償還金及び予備費を増額するものであります。以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第７０号、平成２５年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について。

教育長、教育次長、生涯学習課長、保健福祉課長、住民課長の出席を求め、所管に係る決

算全般について、議案書、事務報告書及び歳入歳出決算書に基づき、それぞれ詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項については適正に処理されており、全員一致、決算を認定すべきものと決しました。

議案第７１号、平成２５年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第７２号、平成２５年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第７３号、平成２５年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

以上３案について、保健福祉課長の出席を求め、各特別会計に係る決算全般について、議案書、事務報告書及び歳入歳出決算書に基づき、本案に対する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第７４号、平成２５年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について。

住民課長の出席を求め、町営バス事業の決算全般について、議案書、事務報告書及び歳入歳出決算書に基づき、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第７６号 、平成２５年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について。

保健福祉課長の出席を求め、病院事業会計の決算全般について、議案書、事務報告書及び決算報告書に基づき、本案に対する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長　なお、議案第６１号、６２号及び７５号の３議案につきましては、委員会に付託せず全体会で審査を行いましたので申し添えます。

……・・　**議　案　の　審　議**　・・……

○議長　日程第３により、議案の審議を行います。

議案第５８号、「消防ポンプ自動車購入契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第５８号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第５９号、「三春中町蔵条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これより議案第５９号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第６０号、「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これより議案第６０号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第６１号、「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

これより議案第６１号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり宮田美穂氏を教育委員会員に任命することに同意することに決定いたしました。

○議長　　宮田美穂氏の出席を求めておりますので出席を許します。

（宮田美穂氏入場）

○議長　　ただいま、教育委員会委員の任命に同意をいたしました宮田美穂氏より、ここでごあいさ

つをいただきたいと思います。

○宮田美穂氏　ただいま、議会の同意をいただき１０月より教育委員になります宮田美穂と申します。三春町の宝であります子どもたちのため、外４人の教育委員と協力し三春町の教育の充実に努めて参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

（宮田美穂氏退場）

○議長　続きまして、議案第６２号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

これより議案第６２号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり矢浪忠良氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意することに決定いたしました。

議案第６３号、「三春中町蔵に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第６３号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして議案第６４号、「三春町認可保育所に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第６４号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第６５号、「平成２６年度三春町一般会計補正予算（第３号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第６５号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第６６号、「平成２６年度三春町介護保険特別会計補正予算（第１号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第６６号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第６７号、「平成２６年度三春町水道事業会計補正予算（第１号）について」を議題といたします。

収益的支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第６７号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第６８号、「平成２６年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第６８号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第６９号、「平成２６年度三春町宅地造成事業会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。

資本的支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第６９号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第７０号、「平成２５年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

なお、決算認定議案の質疑の際は、款、項、目、ページ数を示してから質疑を願います。

歳入全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これより議案第７０号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第７１号、「平成２５年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これより議案第７１号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第７２号、「平成２５年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これより議案第７２号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第７３号、「平成２５年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これより議案第７３号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第７４号、「平成２５年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第７４号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第７５号、「平成２５年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第７５号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第７６号、「平成２５年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入支出、資本的収入支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第７６号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第７７号、「平成２５年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

余剰金計算書及び処分計算書（案）について質疑を許します。

（なしの声あり）

収益的収入支出について質疑を許します。

（なしの声あり）

資本的収入支出について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第７７号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定されました。

議案第７８号、「平成２５年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入支出について質疑を許します。

（なしの声あり）

資本的収入支出について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第７８号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第７９号、「平成２５年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

余剰金計算書及び処分計算書（案）について質疑を許します。

（なしの声あり）

収益的収入支出について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第７９号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定されました。

○議長　お諮りいたします。ただいま、１４番渡邉勝雄君外２名より、議案第８０号「さらなる年金削減の中止を求める意見書の提出について」、２番渡辺泰譽君外２名より、議案第８１号「「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書の提出について」、９番三瓶文博外２名より、議案第８２号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」、が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、議案第８０号、議案第８１号及び議案第８２号の３議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

（日程表・議案書の配付）

○議長　配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長　それでは、議案第８０号、「さらなる年金削減の中止を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。１４番渡邉勝雄君！

○１４番（渡邉勝雄君）　議案第８０号、さらなる年金削減中止を求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、さらなる年金削減中止を求める意見書を別紙のとおり、関係機関に提出するものとする。

平成２６年９月１２日提出。

提出者、三春町議会議員、渡邉勝雄。

賛成者、三春町議会議員、影山初吉。

賛成者、三春町議会議員、佐久間正俊。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成２６年９月１２日、三春町議会議長、日下部三枝。

以上提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長　ただいまの説明に対する質疑を許します。

○議長　３番、影山議員！

○３番（影山初吉君）　さらなる年金削減の、と「の」が入るはずだと思うんですが。意見書の提出は「の」が入っていると思うんですが。さらなる年金削減の、ここには「の」が入っていないんですが、正式には「の」が入っていると思うんですが、どうでしょう。

○議長　それでは、さらなる年金削減の中止を求める意見書であります。そのように決することでよろしいですか。

○議長　渡邉勝雄君！

○１４番（渡邉勝雄君）　いま、話しのありましたように「の」を入れることにいたします。

○議長　これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより、議案第８０号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長　議案第８１号、「「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。２番渡辺泰譽君！

○２番（渡辺泰譽君）　議案第８１号、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書を別紙のとおり、関係機関に提出するものとする。

平成２６年９月１２日提出。

提出者、三春町議会議員、渡辺泰譽。

賛成者、三春町議会議員、佐藤弘。

賛成者、三春町議会議員、本田忠良。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成２６年９月１２日、三春町議会議長、日下部三枝。

以上提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長　ただいまの説明に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより、議案第８１号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長　議案第８２号、「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。８番三瓶文博君！

○８番（三瓶文博君）　議案第８２号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第９９条の規定により、地方財政の充実・強化を求める意見書を別紙のとおり、関係機関に提出するものとする。

平成２６年９月１２日提出。

提出者、三春町議会議員、三瓶文博。

賛成者、三春町議会議員、本多一安。

賛成者、三春町議会議員、鈴木利一。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成２６年９月１２日、三春町議会議長、日下部三枝。

以上提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長　ただいまの説明に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより、議案第８２号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長　ただいま、総務、経済建設、文教厚生の各常任委員会委員長、並びに議会運営委員会委員長より所管に係る事項について、会議規則第７１条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長　ただいま、桜川河川改修推進、三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第７１条の規定により閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

……・・　町　長　挨　拶　・・……

○議長　本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長　長丁場の９月定例会、議員の皆さん方には精力的に審査をしていただきまして誠にありがとうございました。そして、ただいまは全議案、可決・同意・認定をしていただきましてありがとうございます。

定例会の審査の中で出されましたいろんな意見につきましては、十分検討をさせていただいて今後しっかりと執行に取り組んで参りたいとこのように考えておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げてあいさつにいたします。

ありがとうございました。

……・・　閉　会　宣　言　・・……

○議長　これをもって、平成２６年三春町議会９月定例会を閉会といたします。

ご苦労様でございました。

（閉会　午後３時２１分）

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成２６年９月１２日

福島県田村郡三春町議会

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員

議　案　審　議　結　果　一　覧　表

議案番号	件　　名	採決	議決の状況
議案第58号	消防ポンプ自動車購入契約について	全　員	原案可決
議案第59号	三春中町蔵条例の制定について	全　員	原案可決
議案第60号	三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全　員	原案可決
議案第61号	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全　員	原案同意
議案第62号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全　員	原案同意
議案第63号	三春中町蔵に係る指定管理者の指定について	全　員	原案可決
議案第64号	三春町認可保育所に係る指定管理者の指定について	全　員	原案同意
議案第65号	平成２６年度三春町一般会計補正予算（第３号）について	全　員	原案可決
議案第66号	平成２６年度三春町介護保険特別会計補正予算（第１号）について	全　員	原案可決
議案第67号	平成２６年度三春町水道事業会計補正予算（第１号）について	全　員	原案可決
議案第68号	平成２６年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について	全　員	原案同意
議案第69号	平成２６年度三春町宅地造成事業会計補正予算（第２号）について	全　員	原案同意
議案第70号	平成２５年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について	全　員	原案認定
議案第71号	平成２５年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	全　員	原案認定
議案第72号	平成２５年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	全　員	原案認定
議案第73号	平成２５年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	全　員	原案認定
議案第74号	平成２５年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について	全　員	原案認定

議案第75号	平成２５年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について	全　員	原案認定
議案第76号	平成２５年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について	全　員	原案認定
議案第77号	平成２５年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について	全　員	原案可決・認定
議案第78号	平成２５年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について	全　員	原案認定
議案第79号	平成２５年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について	全　員	原案可決・認定
議案第80号	さらなる年金削減の中止を求める意見書の提出について	全　員	原案可決
議案第81号	「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書の提出について	全　員	原案可決
議案第82号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	全　員	原案可決